

分体協第326号  
令和2年2月28日

加盟競技団体 会長 殿

公益財団法人大分県体育協会  
会長 麻生 益直  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る各競技団体における  
児童・生徒の活動自粛について (通知)

令和2年2月27日の国の要請を踏まえ、大分県教育委員会から、各競技団体における児童・生徒の活動自粛について、別添(写)のとおり通知がありました。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、下記のとおり、児童・生徒の活動を自粛していただきますようお願いいたします。

なお、このことについて、貴団体内において周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

- 1 自粛期間 令和2年3月2日から当分の間(県立学校及び公立小中学校(義務教育学校)の臨時休業要請の解除まで)
- 2 対象活動 各競技団体における全ての活動

公益財団法人大分県体育協会 担当 渡 邊 TEL 097-504-0888 FAX 097-504-0885 携帯 090-8664-1722
-------------------------------------------------------------------------------------

【別紙】

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応

令和2年2月27日（木）

大分県教育委員会

- 県立学校については、国の要請を踏まえ令和2年3月2日（月）から当分の間臨時休業とする。なお、休業期間の部活動は学校内外を問わず実施しない。
- 各市町村教育委員会には、国の要請を踏まえ公立小中学校（義務教育学校を含む）について3月2日（月）から当分の間の臨時休業を要請する。
- 県立学校の卒業式については、感染防止措置を徹底し、出席者は卒業生及びその保護者、教職員とし必要最小限の人数で実施する。なお、来賓の招待や在校生の卒業式への出席は行わない。
- 高等学校入学者選抜、特別支援学校高等部・専攻科入学者選考については、感染防止措置を徹底し実施する。
- 大分県教育委員会が所管する社会教育施設（県立図書館、九重青少年の家、香々地青少年の家）、文化施設（歴史博物館、埋蔵文化財センター、先哲資料館）及び体育施設（県立総合体育館、武道スポーツセンター、庄内屋内競技場）は、3月2日（月）から当分の間休館とする。